

6 課題名 福岡県初！果樹産地を守る地域ぐるみ型農業法人の設立支援  
～JA果樹部会を核とした産地維持のしくみづくり～  
所属名 福岡県行橋農林事務所京築普及指導センター

#### ＜活動事例の要旨＞

福岡県行橋市の南部にある『新田原』地区は、130年続く「イチジク」、「モモ」、「ナシ」などの果樹産地である。最盛期の産地規模は160haであったが、現在25haと縮小が著しく、歴史ある産地を維持することが地区の農業者の強い意向であった。また、新規品目導入に取り組む意欲的な生産者もいることから、普及指導センターはJA部会を核とした産地維持のしくみづくりを目標に、産地の思いを実現させる普及活動を展開した。

高齢の生産者は、せん定作業が負担となり、これが離農の一因となっていた。このため、JA部会内に剪定作業を請負うしくみづくりを提案し、若手生産者を中心に受託者組織の設立と運営を支援した。若手生産者は栽培経験が浅いこともあり、栽培技術の勉強会を開催し、普及指導員と熟練農家が講師を務めることで地域や樹体に合った栽培技術の習得を図った。また、限られた人員で作業を請け負うことから、情報共有アプリや省力機器の導入も提案し、効率的な活動の実践につなげた。このような取組みにより、作業受託面積は1.5haから4.9haに拡大した。

さらに受託品目の拡大、せん定以外の作業や園地の賃貸借といった新たな要望に応えるため、組織の法人化を提案し福岡県では初めてとなる果樹産地の地域ぐるみ型法人である「株式会社ふるさぼ新田原」の設立を支援した。

これにより高齢の生産者は年間を通じ作業依頼ができるようになっただけでなく、園地の借り手が見つかるまで法人に園地を預けられるようになり、廃園せずにリタイヤできる新たな選択肢ができた。

加えて、管理ができなくなった園地を若手農業者や新規就農者へ円滑に流動化させるしくみづくりも必要になったことから、賃借料の目安を客観的に判定する樹園地評価基準や、営農継続意向や後継者の有無等の耕作者情報をまとめた園地マップを作成した。このような取組みにより、新規就農者へ60aの利用権が設定され、新規就農者1名を確保でき、地域ぐるみで産地を維持する体制が整備された。

今後は法人運営が軌道に乗るよう、収入、所得確保や役員の育成について支援する。

#### 1 普及活動の課題・目標

福岡県の東部に位置する京築普及指導センターの管轄は、行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町の2市5町で、北部は今川・秋川水系流域に広がる京都平野があり、南部は英彦山山系の山間部からいくつもの細長い谷間が形成され、その間に農地が広がっている（図1）。これらの地域は水稻、麦、大豆が主作物で、その他イチジク、モモといった果樹のほか、イチゴ、スイートコーン、ケイトウ等多種の園芸作物が栽培されている。



図1 京築地域と新田原の位置

果樹は、行橋市南部に広がる丘陵地帯の『新田原』と呼ばれる地区での栽培が盛んである。当地区的果樹栽培は明治後期のブドウ栽培に始まり、他県からの入植者により広がっていった。入植者らは、小面積の営農から開始し、この土地で生きていくために開墾して経営面積の拡大を図り、時代の変容に合わせて栽培品目を増やしてきた結果、現在ではイチジクを基幹品目としたモモやナシの複合経営が主となっている。

J A組織としては、各品目の部会を下部組織とするJA福岡京築新田原果樹部会（令和4年現在部会員数：97名、栽培面積：25ha、以下、部会）が活動している。

近年は、福岡県の育成品種であるキウイフルーツ「甘うい」やカキ「秋王」の導入も進め、伝統と革新が共存する産地となっている。

部会員は、昭和60年頃は約300人であったが、徐々に減少し平成25年に108人になり、平均年齢は70歳と高齢化が進んでいた（図2）。

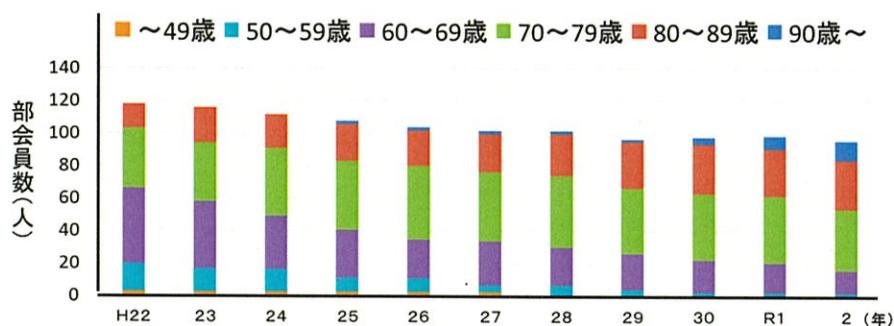


図2 部会員の人数と年齢構成

高齢の部会員からは、体力的に作業が負担との声が多く、特にせん定作業ができないことが離農の要因となっていた。

このような状況から、部会内では産地を維持するためにも労力を補完できるしくみづくりが早急に必要との認識が高まっていた。また、定年退職や親の離農を契機に経営継承した後継者は、果樹栽培の技術伝承が十分でなく、技術力の向上が求められていた。

加えて、離農者の増加に伴う荒廃園地の増加も懸念されていた。果樹は一度管理を放棄し、荒廃した園地を再生する手段は改植しかなく、新規就農者等すぐに収入を得たい人への園地継承は困難になる。そのため、果樹園を引き継ぐ農業者がすぐに収入を得られるように居抜きで園地継承できる中間管理のしくみづくりが求められていた。

そこで普及指導センターは部会員の「自分たちの手で産地を維持していきたい」という強い思いを受け、部会を核とした産地維持のしくみづくりを行うこととした。活動にあたっては長期的な取組みが必要であり、普及指導計画の重点課題に位置づけた（図3）。

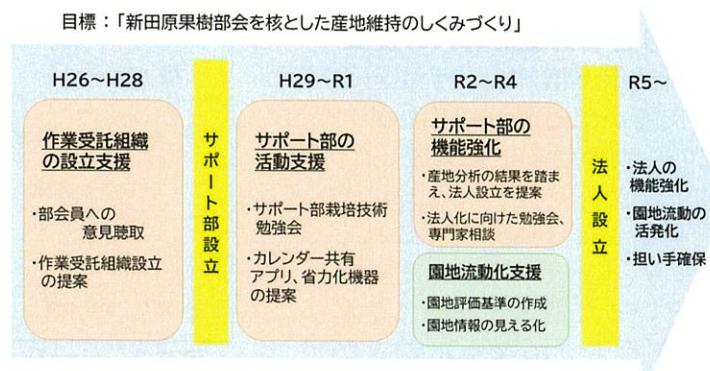


図3 普及指導計画の変遷

## 2 普及活動の内容

### (1) 作業受託組織の設立支援 (H26～H28)

高齢化の進展により部会員が減少していく中、部会員や関係機関との協議の中で、今後の部会運営について方向性を確認・共有することが必要との認識で一致したことから、普及指導センターでは、平成26年、部会員を対象に「今後の経営に関するアンケート調査」を行った。

その結果、高齢の部会員はせん定作業に負担を感じ、離農の主因であることがわかった。また、50代～60代のUターン就農者が中心の就農間もない後継者は、経験不足で技術に不安があるものの、せん定作業の余力があることがわかった。

そこで、普及指導センターでは、「若手生産者が高齢農家のせん定作業を行ってはどうか」と部会に提案した。この提案が承認され、平成28年に部会の下部組織として、「果樹サポート部（以下、サポート部）」が設立された（図4）。

### (2) サポート部の活動支援 (H29～R1)

#### ア 栽培技術勉強会の開催

経験の浅いサポート部員のため、普及指導センターは、通常の栽培講習会とは別に技術勉強会を企画し、きめ細やかな指導を行った。勉強会では植物の生理や病害虫といった基礎内容に加えて、サポート部員から要望のあった土壌肥料や鳥獣対策といったテーマを掘り下げて行った。せん定は、サポート部員の園地を活用し、部員同士で評価した（写真1）。

これらの講師は普及指導員のほか、経験豊かな熟練農家が務めることで、サポート部員は日頃の管理作業で抱いた課題解決や、地域や樹体に合った栽培技術を習得することができた。

#### イ 情報共有アプリと省力機器導入の提案

せん定作業の受託は年々増加し、サポート部員自らの経営に支障が出る恐れが出始めたため、サポート部の活動の効率化を支援した。まず、情報共有するため、グループLINEやTimeTreeの活用を提案した（写真2）。これらを導入することにより、いつ、だれが、どのくらい作業できるかといった情報が即時にサポート部内で共有できるようになったことから、自身の作業の空いた時間を使う受託作業

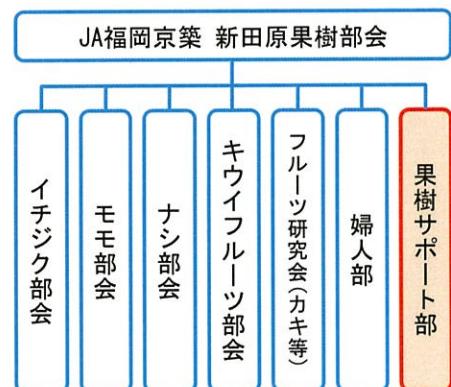


図4 新田原果樹部会組織図



写真1 栽培技術勉強会

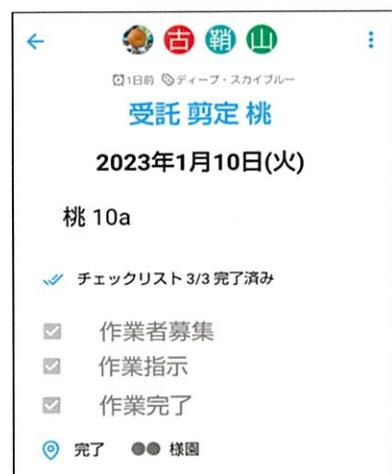


写真2 TimeTree の活用

の日程や作業量などの調整がスピード一に行えるようになった。

次に、剪定作業の省力化のため、ハンディーソーや電動ノコ・ハサミ、高強度テープナーといった省力機器の利用を提案し、実演会を開催した。省力機器の活用はサポート部員外の部会員にも波及し、産地全体の省力化にもつながっている。

### (3) サポート部の機能強化 (R2~R4)

#### ア 部会の意向分析

普及指導センターは、サポート部が今後継続して産地維持の役割を果たし、かつサポート部の活動充実を図ることを目的に、部会員全員にサポート部に求めることについてのアンケート調査を行った。あわせて、サポート部員に活動の課題についてアンケート調査した。

アンケート調査の結果、部会員はサポート部に、せん定作業に加え「袋掛けや収穫といった作業の手伝い」という作業内容の拡大を求めており、「園地を廃園にするのは忍びないので園地を借りてもらいたい」といった新たな要望もあることがわかった。

一方、サポート部員の労働力提供は手一杯で、これ以上の作業受託は難しいことがわかった。

#### イ 人材確保の検討

増加するサポート部への作業依頼に対応するためには、部会外から人材を確保する必要があるとして、普及指導センターは、他産業との人材シェアについて近隣の水産業者等と協議した。協議の結果は、雇用したい時期が重なること、被雇用者の自宅から園地までが遠く、時間単位で雇用するには金銭面での負担が大きいことから調整がつかなかった。

また、人材を確保するためには雇用契約を結ぶ必要があることから、具体的な内容や方法を税理士に相談したところ、まず、JA内の任意組織である部会としては雇用ができない、加えて、園地の賃貸借契約も結べないので、これらを活用するためには、まずこの点を解決すべきであると指摘を受けた。

#### ウ 法人化の支援

部会員が望む作業を受託するための外部人材の雇用及び園地の借受けを可能にするため、普及指導センターは法人化を部会役員に提案した。県内には果樹生産者が産地維持のために地域ぐるみ型法人を設立した事例はなく、当初、部会役員は疑心暗鬼だった。しかし、管内の水田の集落営農組織の事例を参考に、産地のニーズを解決するための方法として、ねばり

強く説明することで部会役員の理解と納得を得られ、法人化に向けて動き始めた。

法人化にあたり、法人設立の意義や目標を代表役員とJA、市役所、普及指導センターが何度も膝をつき合させて協議した。

さらに、法人化に必要な法人形態、定款や事業目論見書の作成、雇用保険等の専門的な課題については、農業経営・就農サポート推進事業を活用して、税理士や社会保険労務士といった専門家を招いた相談会（写真3）を開催し、社内規定の作成など事務手続きを進め、組織体制の構築を図った。



写真3 専門家相談会

#### (4) 園地流動化支援 (R2～R4)

##### ア 樹園地評価基準の策定

県外からの移住者が多くを占める新田原地区では、親族や子弟による農業の事業継承がほとんどで、これまで第三者が園地を借りる事例がなく、いくらで土地を貸せばよいのかが判らない人が多く、貸し借りにつながっていなかった。また、第三者に園地を紹介する際、貸出希望園地の樹の状態や設備等を借用希望者に分かりやすく示すものもなかつたため、マッチングがうまくいかなかった。

そこで、法人化を進めるのとあわせて、自然条件、土壤条件、作業条件、樹体条件を数値化して客観的に評価できる樹園地評価基準をつくり、部会員全体で共有することを部会役員に提案した。作成にあたっては、普及指導センターが他産地の先進事例や文献調査を行い、原案を作成した後、部会役員に提案し、そこで出てきた意見を反映させ、産地の実態に即した樹園地評価基準とした。(図5)。

これは、100点満点の園地での年間賃借料を10aあたり4万円とし、点数に応じて賃借料を算出する方法であり、品目ごとに調査項目を見直し、イチジクのほか、モモ、ナシ、ブドウ、キウイフルーツでも活用できるよう改良し、最終的には品目別の評価基準が出来た。

##### イ 園地マップの作成

園地流動化を進めるには、離農により管理する者がいなくなる可能性の高い園地の情報を事前に把握する必要があった。そこで、部会員に対し、今後の営農継続意向と後継者の有無の調査を実施した。そして調査によって得た情報と樹園地の耕作状況・耕作者情報を、1筆ごとに市が管理する地理情報とリンクさせ、園地マップを作成し、部会員が所有する園地の全体像を見る化した(図6)。

### 3 普及活動の成果

#### (1) サポート部の作業受託面積拡大

サポート部員の技術力向上とスケジュール管理による活動の効率化でイチジク防除作業が可能となった。さらにキウイフルーツせん定やユズ収穫の依頼にも対応したこと、作業受託面積は当初の1.5haから令和3年度には4.9haに拡大した(図7)。

#### (2) 新たな選択肢の登場

果樹では県内初となる地域の農業者が、農地の貸し借りや作業受託を行い産地を守る地域ぐるみ型の法人「株式会社ふるさぼ新田原

項目	条件	得点	得点/満点
① 傾斜度	0～4度	5	
	4～8度	4	4/5
	8～12度	3	
	12度以上	1	
② 園地の放任期間	なし	9	
	1年未満	5	9/9
	1～2年	2	
	2年以上	1	
合計点		89/100	
※ 借地料 $40,000\text{円} \times 0.89 = 35,600\text{円}$			

図5 評価基準の一部抜粋と算定例

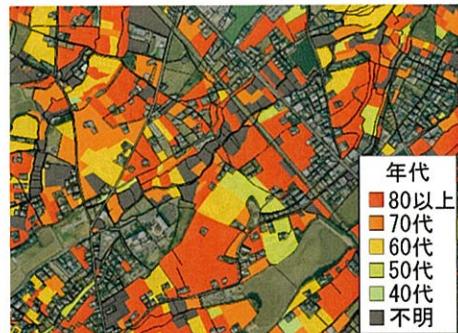


図6 年代別園地マップ

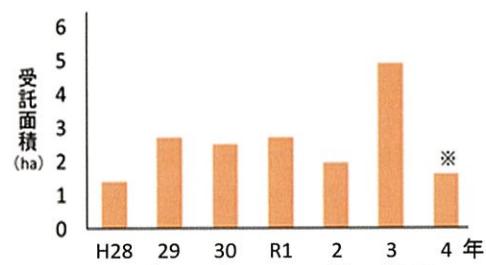


図7 サポート部受託面積の推移

※R4は受託面積を新規就農者が継承したため減少

(以下、ふるさぼ)」が令和5年3月に設立された(図8)。

これにより、これまで所有する園地について「現状維持」、「規模縮小」、「廃園」しかなかった選択肢に、利用権設定による「預ける」という新たな選択肢が生まれ、後継者や第三者者が園地を継承するタイミングまで「ふるさぼ」が園地を一時的に預かって維持管理ができるようになった(図9)。

また、法人化したことにより外部人材の雇用が可能となり、作業受託の拡大に対応できるようになった他、就農希望者を法人が雇用することで研修機能も有することができるようになった。現在、新規就農希望者一名が、熟練農家とともに利用権を設定した20aのイチジク園地で作業しながら技術習得している。

### (3) 廃園の防止と新規就農者の確保

樹園地評価基準を活用し、普及指導員が園地の利用権設定や施設・機械の貸借契約を支援したことで、60aのイチジク園地を地区外からの参入者が引き継いだ。新田原地区では貴重な第三者への園地流動化の成功事例となった。

また、別のイチジク園地では、法人が借り受け、中間管理を行うことで廃園化を防いでおり、すぐに収入が得られる状況に整備した上で、次の農業者への流動化を可能にしている。

このような一連の地域の農業者、JA、市など関係機関と一体的に実施した取組みにより、新田原地区の果樹生産者の強い願いであった産地維持への具体的な一歩が踏み出せ、新規就農者の確保も実現できた。

## 4 今後の普及活動に向けて

普及指導センターは、産地と密に連携したこれらの取組みにより、法人を中心とした産地維持の体制を構築することができた。今後は、法人の活動が軌道に乗るよう支援していく。

雇用の確保については、各地域で開催される就農相談会などの声掛けや部会員からの紹介などにより、部会員外の就農希望者登録を進めている。さらに農福連携も視野に入れて依頼できる作業のピックアップを行っている。

さらに、これらの活動が継続した取組みとなるよう、法人経営の安定のため、所得確保や役員の後継者育成についても支援を続ける。

今後も生産者との対話を続け、彼らの夢を応援する伴走者として普及活動を継続していきたい。

(執筆者 久原 佳純)

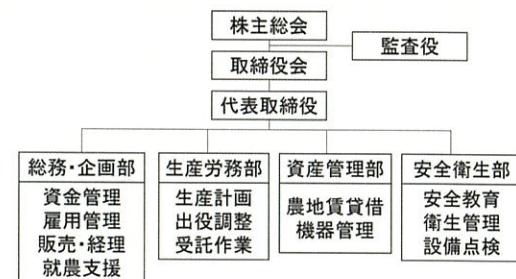


図8 「株式会社ふるさぼ新田原」の概要

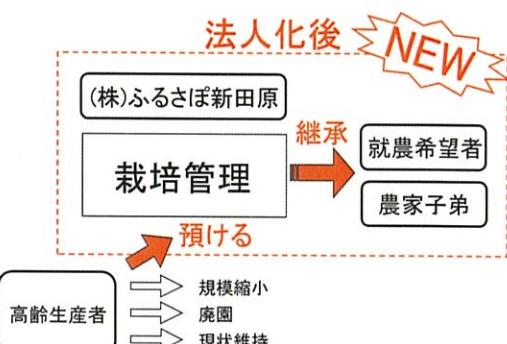


図9 法人設立後の園地流動モデル